

なぜ「逃げられない」のか 継続した性暴力の被害者心理と対処行動の実態

この報告書は、2010 年に NPO 法人日本フェミニストカウンセリング学会学会会員などを中心に調査を実施し、2011 年に発行した「性犯罪の被害者心理への理解を広げるための全国調査報告書」に追加調査、情報を更新した増補・改訂版です。



フェミニストカウンセラー、支援者30名
が回答、74件の継続した性暴力被害
の事例

性暴力被害当事者(サバイバー)の手記、フェミニストカウンセラーの意見書、性暴力裁判に詳しい弁護士のコメント

用語解説・資料・参考図書

...を掲載しています

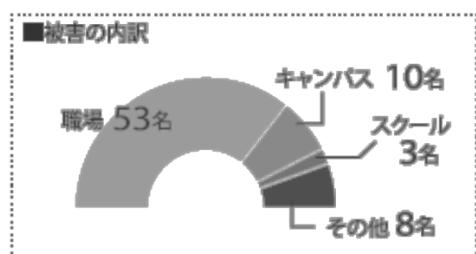
性暴力の7割は「顔見知り」からの被害だという調査結果があります。それでも顔見知りからの被害－特に被害が継続した場合－の中で被害者がとる行動に理解が得られないことがしばしばあります。例えば…

- 加害者に好意を示すメールを送る
加害者にプレゼントを贈る
自分から出向く。誘う……

これらの行動には
すべて意味があります。

継続した被害に遭った時、当事者はどんな気持ちでいるのか、どんな行動をとっているのか、それにはどんな意味があるのか……この報告書で伝えていくことができればと思っています。

- この報告書で紹介されている事例は以下の通りです。



●この冊子をご希望の方は、下記にお問い合わせください。
NPO 法人日本フェミニストカウンセリング学会
TEL:03-3239-5330 FAX:03-3239-5331

調査の概要より①



被害はどのようにして始まったのか

- ① 職場や大学・学校などでの力関係があり、嫌だと思っても拒否できない状況で、被害が始まるというケースが多い
- ② まったく突然のこととてとっさに対応できることもある
- ③ 被害者が加害者のことを信頼していた場合には、「まさか自分にそのようなことが起こる」とは想像もしていない
- ④ はっきりとした暴力や脅迫を使われる場合もある。体力差もあってとても抵抗できず、あきらめてしまうのも無理はない
- ⑤ 加害者は非常に巧妙に被害者を自分のコントロール下に置こうとする。また、加害者による嫌がらせや長時間労働などによって判断能力が低下している状態に付け込む形での被害もある
- ⑥ 加害者の執拗さによって拒否できることもある。ストーカーの場合は被害者がどんなに拒否しようと思っても防ぐことはできない
- ⑦ 被害者の行動が相手に理解されにくい場合もある
- ⑧ 被害者が最初は「合意の上の交際」と思い込まされている場合もある
- ⑨ 被害者が「被害をなかったことにしようと思う」こともある

- ④ 責められるのではないかと思う。自分を被害者だと思えない
- ⑤ 家族を巻き込みたくない。家族に心配をかけたくない
- ⑥ 仕事を辞めたくない。会社のことを考える
- ⑦ 被害を相談しても、実際の被害よりも過少申告している場合も多い。軽微な被害のみ打ち明けて、深刻な被害については話せない
- ⑧ 相談しても、相談した相手から二次被害を受けている例は多い労働などによって判断能力が低下している状態に付け込む形での被害もある

被害はどのようにして継続したのか

- ① 加害者に抗議するために会って再被害にあう
- ② 被害者による被害の否認
- ③ 加害者の執拗で巧妙な手口
- ④ 加害者に伝わらない被害者の穏便な拒否
- ⑤ 加害者の執拗なストーカー行為
- ⑥ 加害者の脅迫行為
- ⑦ パワハラ・アカハラもあった
- ⑧ 加害者に弱らせられていった
- ⑨ 加害者への恐怖
- ⑩ 仕事を辞められない。学業を放棄できない
- ⑪ 家族を守るため
- ⑫ 被害者の性格や価値観を利用されたため



被害者はなかなか相談できない 相談しても二次被害を受けている

- ① 加害者が「誰にも言うな」と脅している場合
- ② どこに（誰に）相談していいかわからなかった。信頼できるものがなかった
- ③ 恥ずかしいと思ってしまう。被害者が恥ずかしいことをしたわけではないのだが、一般的に、セクハラ行為の対象にされてしまった被害者の恥辱感や屈辱感は、非常に強いものである



誤解され、理解されにくい対処行動

- ① 加害者に好意を示すメール・手紙・葉書などを送る
- ② プレゼントをしたり、年賀状を出したり、バレンタインのチョコレートを渡す
- ③ 自分から出向く。誘う
- ④ 「交際」をする
- ⑤ 加害者に尽くす
- ⑥ 相手の言いなりに反応する



調査の概要より②



被害時と直後の心理状態

- ① 自分に起きたことが何かわからず混乱する
- ② 解離状態
- ③ 心理的監禁状態下にあった
- ④ 身体化症状
- ⑤ うつ状態
- ⑥ ASD（急性ストレス障害）



被害後の心理的後遺症

- ① PTSD（心的外傷後ストレス障害）
- ② 対人関係への影響
- ③ 自責感・罪悪感・無力感・恥辱感
- ④ 身体化症状
- ⑤ 複雑性 PTSD



被害者から見た加害者の手口・
加害者像・弁明.

- ① 被害者から見た加害者の手口・加害者像
- ② 訴えられたことへの弁明



調査委員会、裁判などで、争いになったり
焦点になったのはどのようなことか.

- ① 相手方が合意を主張、被害者の理解されにくい行動などが争点になっていることが多い
- ② 相手方より「セクハラではない」「事実はなかった」という主張がされ争われる
- ③ 相手方から「すり替え」や「被害者の問題」が主張され、取りざたされることもある
- ④ 被害が与える心身への影響が焦点になることもある
- ⑤ 被害者が置かれている立場や実態が理解されないこともある
- ⑥ 組織の責任、防止対策などを求めたケースもある



どのようにして被害が終わったのか

- ① 多くが心身の不調などで出社できない状態になるなど、休職、退職になることで被害が終わっている
- ② 打ち明ける・相談することがきっかけとなり被害が終わることもある。また、打ち明けたことで職場に行けなくなる場合もある
- ③ 拒否することでセクハラ行為は終わったが、別の形の嫌がらせが始まることも多い
- ④ 周りの人が気付くこと、対応することで状況が変わる。また、拒否や抗議ができるようになることもある
- ⑤ 他の被害者の存在を知ることや孤立無援感がなくなることで拒否や抗議ができる
- ⑥ 底つき体験や怒りが、行動を起こす原動力になる



やっと告発できただ時、この「なぜ逃げな
かったのか」という問いは、私の心をい
うつもぎりぎりと締め上げた。「なぜ・どう
して」逃げなかつたかと問われても、や
はり逃げられたものなら、誰も「被害
者」になってなどいないのだ。
甲野乙子さん・サバイバー手記
『『関係性』の中での性暴力』より

実態を知ることで、私たちは、被害者に同情するのではなく、これらの被害を生み出す根源を冷静に分析する必要がある。まず、性暴力は性差別が生出すという基本を認識する必要がある。性差別が支配—被支配という暴力を生み出す。この基本を知った上で被害者へ提供すべき支援とは何か、どういう法的仕組みを構築すべきなのか。性差別を根絶するというゴールを常に念に置いておきたい。私たち一人一人が、性差別社会の一員であり、差別の加担者でもあることを忘れてはいけない。

角田由紀子弁護士
「事実を行動の原動力に！」より